

公の施設の指定管理者監査指摘事項に係る措置状況

福祉保健部

指摘事項	措置状況
<p>(1) 敦賀市福祉総合センターについて                      指定管理者 社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会                      主 管 課 福祉保健部地域福祉課</p> <p>指定管理者は、指定管理者業務仕様書に明記されているとおり、敦賀市の所有に属する物品については、敦賀市財務規則の管理の原則及び分類に基づいて管理するものとされており、また、財務規則に定められた備品台帳を備えて、その保管にかかる物品を整理しなければならないことになっているにもかかわらず、敦賀市財務規則に定められた備品台帳もなく、また、備品の有無、所在も明確に整理されていない。早急に改善するよう指導願いたい。</p>	<p>今回新しく備品台帳を作成し、各会議室等の備品をわかり易く区別し整理するよう指導した。</p>
<p>(2) 敦賀市立やまびこ園及び敦賀市立知的障害者通所授産所について                      指定管理者 社会福祉法人 敦賀市社会福祉事業団                      主 管 課 福祉保健部地域福祉課</p> <p>① 個人の立替払いが行われ会計処理されていたが、立替払いが頻繁に行われると不明瞭の元となることから、個人の立替は極力行わないよう指導されたい。</p> <p>② 指定管理者は、指定管理者業務仕様書に明記されているとおり、敦賀市の所有に属する物品については、敦賀市財務規則の管理の原則及び分類に基づいて管理するものとされており、また、財務規則に定められた備品台帳を備えて、その保管にかかる物品を整理しなければならないことになっているが、備品台帳は備えられているものの、殆んど整理されてなく、また、備品表示票の添付もされてなく、備品の有無・所在も明確に整理されていない。早急に改善するよう指導願いたい</p>	<p>① 個人の立替払いについては、今後行わないよう指導した。</p> <p>② 備品を整理し、備品表示等明確にするよう指導した。</p>

公の施設の指定管理者監査指摘事項に係る措置状況

産業経済部

指摘事項	措置状況
<p>(1) 職業訓練センターについて                      指定管理者 敦賀建設協同組合                      主 管 課 産業経済部商工政策課                      会計帳簿及び関係帳票が、職業訓練センター全体の管理運営費と指定管理に係る部分と区別して経理されておらず、分かりにくい状態になっている。経理の方法を改善されたい。</p>	<p>指定管理に係る部分の会計帳簿及び関係帳票については、別途区別して作成しております。</p>
<p>(2) 敦賀市黒河農村ふれあい会館について                      指定管理者 黒河農村ふれあい会館管理運営委員会                      主 管 課 産業経済部農務課                      施設の備品が、備品台帳の不整備及び備品表示票の添付等が行われていないことから、市からの貸与品か、指定管理者の所有物か帰属が明確になっていない。早急に改善されたい。</p>	<p>指摘のありました、備品台帳の不備及び備品表示票については平成19年7月3日に整備した。</p>

教育委員会

指摘事項	措置状況
<p>きらめきスタジアムについて                      指定管理者 敦賀市ソフトボール協会                      主 管 課 教育委員会スポーツ振興課</p> <p>① 会計帳簿において、重複して記帳されている箇所があった。適切な事務処理を行うよう指定管理者を指導されたい。</p> <p>② 施設の備品が、備品台帳の不整備及び備品表示票の添付等が行われていないことから、市からの貸与品か、指定管理者の所有物か帰属が明確になっていない。早急に改善されたい。</p>	<p>① 適切な事務処理を行うよう指定管理者を指導するとともに、重複記帳 7,244 円は市に返還しました。</p> <p>② 備品台帳の不整備及び備品表示票の添付等については、指摘のとおり処理するよう指導した。</p>

監査公表第 6 号

平成19年度定期監査（公の施設の指定管理者監査）指摘事項について、市長並びに教育委員長から措置を講じた旨通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成20年 3 月28日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	橋 本	幸 夫
同	高 野	新 一